基本的なプラン

【委託業務範囲確認書】

	業務内容	貴社作業	弊所作業			別契約/別報酬	記帳入力	税務顧問	決算申告	その他
			月次	四半期	決算					
随時	税務上の届出		○							
日常経理業務	証憑資料の整理	○					○			
	会計データの入力作業	○					○			
	振込・入金データの入力業務	○					○			
	振込・入金データの承認・実行	○					○			
	日常経理業務に関する質問・相談		○					○		
	源泉集計業務	○					○			
	源泉納付	○					○			
	月次決算の検証		○					○		
	給与計算	○								○
	年末調整	○								○
	給与支払報告書の作成	○								○
	法定調書の作成	○								○
決算・経営管理事務	経営計画の策定	○								○
	中間決算事務に関する質問・相談					○			△	
	中間決算の検証（仮決算を組む場合）					○			△	
	中間決算に係る税金の検証（仮決算を組む場合）					○			△	
	決算事務に関する質問・相談				○				○	
	決算の検証（四半期決算を含む）				○				○	
	親会社へ提出の連結パッケージの検証				○				○	
	決算に係る税金の検証				○				○	
	貸借対照表の作成	○							○	
	損益計算書の作成	○							○	
	固定資産減価償却計算	○							○	
税務申告	税務申告の基礎となる数値の作成	○							○	
	税務申告書（法人税）の作成				○				○	
	税務申告書（事業税）の作成				○				○	
	税務申告書（住民税）の作成				○				○	
	税務申告（事業所税）					○			△	
	税務申告（連結納税）					○			△	
	消費税申告書（原則・簡易）の作成				○				○	
	償却資産税申告書（固定資産税）の作成	○							○	
	税務代理				○				○	
	税務申告書作成指導・相談				○				○	
その他	税務調査立会					○				○
	税務意見書の作成					○				○

報酬

顧問料　（① ＋ ②）÷ 2 ＋ ③

①税務顧問

		税務顧問	管理会計	合計
	1,000 万円　未満	15,000	3,000	18,000
1,000 万円　以上	2,000 万円　未満	20,000	4,000	24,000
2,000 万円　以上	3,500 万円　未満	22,000	4,500	26,500
3,500 万円　以上	5,000 万円　未満	24,000	4,800	28,800
5,000 万円　以上	7,500 万円　未満	27,000	5,400	32,400
7,500 万円　以上	1 億円　未満	30,000	6,000	36,000
1 億円　以上	2 億円　未満	35,000	7,000	42,000
2 億円　以上	3 億円　未満	40,000	8,000	48,000
3 億円　以上	5 億円　未満	45,000	9,000	54,000
5 億円　以上	7 億円　未満	50,000	10,000	60,000
7 億円　以上	10 億円　未満	70,000	14,000	84,000
10 億円　以上	20 億円　未満	85,000	17,000	102,000
20 億円　以上		+10億円ごと+15,000円		

②記帳入力

		税務顧問	管理会計	合計
	50 仕訳　未満	15,000	3,000	18,000
50 仕訳　以上	2,000 仕訳　未満	20,000	4,000	24,000
75 仕訳　以上	3,500 仕訳　未満	22,000	4,500	26,500
100 仕訳　以上	5,000 仕訳　未満	24,000	4,800	28,800
125 仕訳　以上	7,500 仕訳　未満	27,000	5,400	32,400
150 仕訳　以上	1 仕訳　未満	30,000	6,000	36,000
180 仕訳　以上	2 仕訳　未満	35,000	7,000	42,000
250 仕訳　以上	3 仕訳　未満	40,000	8,000	48,000
350 仕訳　以上	5 仕訳　未満	45,000	9,000	54,000
500 仕訳　以上	7 仕訳　未満	50,000	10,000	60,000
700 仕訳　以上	10 仕訳　未満	70,000	14,000	84,000
1,000 仕訳　以上	20 仕訳　未満	85,000	17,000	102,000
1,500 仕訳　以上		+500仕訳ごと+15,000円		

※管理会計顧問　「書面添付」程度の管理会計指導

③決算申告（法人税等）

個人：顧問報酬額の5か月相当

法人：顧問報酬額の6か月相当

注　事務所が１か所の場合

中間決算については上記報酬の60%

顧問・記帳契約がない場合は上記報酬の150%